

国民健康保険だより

国民健康保険の届出の一部がオンラインでできるようになりました

マイナンバーカードをお持ちの方で、署名用電子証明の発行を受けている方の国民健康保険の次の届出が、オンラインでもできるようになりました。

1. 国民健康保険の加入の届出
2. 国民健康保険の脱退の届出
3. 国民健康保険被保険者証等の再交付申請
※国民健康保険の届出ができるのは、本人、世帯主、同一世帯員のため、委任状が必要な代理人の方は、オンライン申請の利用はできません。



パソコンをご利用の方は、町のホームページから手続きサイトへアクセスできます。
スマートフォンをご利用の方は、「マイナポータル」アプリをインストールしていただくと、オンライン申請をご利用いただけます。
オンライン手順の操作方法は、町のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。



医療費通知（年間分）をお送りします



令和3年11月から令和4年10月診療分までの、年間の医療費の状況を記載した「国民健康保険の医療費のお知らせ」をお送りします。

国民健康保険に加入されているかたの医療機関受診の状況や医療費負担の状況をご確認いただけます。

あわせて、確定申告時の医療費控除の添付書類としても利用できますので、医療費控除を申告される予定の方は無くさないように大切に保管しておいてください。

令和4年分の医療費控除は、令和4年1月から12月までに支払った医療費の負担が対象になりますが、医療費通知（年間分）には、令和4年10月診療分までしか記載されません。令和4年11月、12月支払い分については医療機関から発行される領収書により確認し、医療費通知に記載された医療費負担額に加算していただく必要があります。

医療費通知（年間分）は、令和5年1月下旬の発送を予定しております。

医療費通知（年間分）の記載内容や、医療費控除に利用する際の注意点については、広報しらたか12月号で、詳しくご案内させていただきます。

【このページの問い合わせ先】 町民課国保医療係 ☎ 85-6130

■農業用肥料・燃油高騰対策事業を実施します

新型コロナウイルス感染症による影響やウクライナ情勢、諸外国の需要増加等により、肥料や燃油など農業生産資材の価格が高騰しており、農業経営を圧迫していることから、町内農家の持続可能な経営の確立に向けて支援します。

●補助の内容

交付単価に対象面積を乗じた額を支援します。

・交付単価：2,600円/10a（肥料分2,200円、燃油分400円）

・対象面積：本町で対象品目を作付けしている田及び畑の面積※自家用相当として、土地利用型作物10a（1反歩）・園芸作物5a（5畝）を対象面積から控除します。

●対象者

申請時点で本町において農業経営（販売農家）を行っている方で次の条件をすべて満たす方です。

▼出荷・販売を行っていること。

▼令和4年9月1日現在で、本町に住所を有する個人又は町内に主たる事務所を有する法人であること。

▼今後も引き続き農業経営を行う意思があること。

▼経営面積が30a以上あること。

●対象品目

・土地利用型作物：水稲（WC Sを除く）、大豆、そば
・園芸作物：野菜、果樹、花き
・特用作物：ホップ、たばこ、なたね

●申請方法

申請書については、左記の申請先と山形おきたま農協白鷹支店窓口、町ホームページに準備しております。申請期限までに必要書類を添付のうえ、提出してください。

●申請の受付

申請書については左記の申請先や町ホームページに準備しております。10月17日（月）～11月4日（金）までに必要書類を添付のうえ、提出してください。

【申請先】

白鷹町農林課
農業振興係

☎85-6107（直通）

山形おきたま農業協同組合
白鷹支店振興担当

☎85-2121（直通）



10月は「土地月間」です。

【問い合わせ】企画政策課企画調整係 ☎85-6123

●令和4年度地価調査結果について

令和4年度の地価調査結果が山形県公報に登載されましたが、本町に関するものは次のとおりです。

①対前年変動率（％）

	住宅地	商業地	工業地	全用途
山形県平均	▲0.4	▲0.7	0.2	▲0.4
白鷹町平均	▲0.9	▲2.0	▲0.8	▲1.2

②白鷹町基準地価格

基準地の所在	今年価格 (円/㎡)	前年価格 (円/㎡)	変動率 (%)
大字十王字本宿 2934 番 1 (十王 7 町内)	6,610	6,670	▲0.9
大字鮎貝字八幡一 1104 番 4 外 3 筆 (新野医院付近)	6,310	6,370	▲0.9
大字鮎貝字内町一 3252 番 (かくだ鈴木商店)	8,510	8,680	▲2.0
大字鮎貝字神明六 2886 番 2 外 3 筆 (マルハニチロ(株)付近)	6,260	6,310	▲0.8

●地価調査とは

地価調査とは、県内全市町村を対象として、各地域で基準となる土地（これを基準地と言います。）を選んで、その適正な土地価格を公表するもので、土地を売買する際の目安にさせていただくものです。

また、地価調査価格は、国・地方公共団体などが公共用地等を買収する場合の基準とされるほか、国土利用計画法に基づいて土地売買の届出があった土地の取引価格の審査・分析をするときの基準ともされるもので、適正な地価の形成に大きな役割を果たしています。

●地価調査結果は、県のホームページで確認できます

地価調査の基準地価格、基準地が接する道路の種類・幅員、基準地の周辺の土地利用状況などを詳しく記載した地価調査の結果は、県のホームページでその内容を公開しています。また、役場でも閲覧できます。



県ホームページ
QRコード